

公表

入札結果

(単位:円)

工事番号	土整橋 第 2 号	工 事 名	橋梁補修工事（麗人橋）	現場説明	令和 7年 5月15日	予定価格(税抜)	
		工 事 場 所	呉市中央6丁目地内外	開札執行	令和 7年 5月29日 13時 23分	最低制限価格(税抜)	2,150,860
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
1	(有) 安芸建設		2,153,000				
2	(有) アタック		2,156,908				
3	(株) アイケン		2,156,400				
4	(有) 井村工務所		2,156,900				
5	(有) 井本興業		2,156,880				
6	井上石材（有）		2,153,700				
7	(株) 一建		2,152,150				
8	(株) 岡田		2,160,750				
9	(株) 國澤建設		2,154,876				
10	(株) ケイシン		2,158,600				
11	(株) 光耀技建		2,161,000				
12	(株) 孝建興業		2,157,026				
13	(有) 国建		2,163,750				
14	広和建设（株）		2,162,160				
15	(有) 三昌建設		2,159,245				

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位:円)

工事番号	土整橋 第 2 号	工 事 名	橋梁補修工事（麗人橋）	現場説明	令和 7年 5月15日	予定価格(税抜)	
		工 事 場 所	呉市中央6丁目地内外	開札執行	令和 7年 5月29日 13時 23分	最低制限価格(税抜)	2,150,860
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
16	(株) 三栄商会			2,153,225			
17	山陽興産（株）			2,159,550			
18	(株) 清水園芸			2,140,600	失格		
19	真大産業（株）			2,157,000			
20	勝貴建設			2,154,000			
21	(株) シンコウ			2,191,939			
22	真成工業（株）			2,158,000			
23	(株) S K Y B A S E			2,160,500			
24	(有) せとうち設備			2,159,900			
25	(有) 西栄土木			2,160,750			
26	成風土木（有）			2,164,400			
27	(株) 千寿企画			2,163,224			
28	大法建設（有）			2,155,000			
29	(株) 拓成建設			2,121,100	失格		
30	(株) テッケン			2,163,787			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位:円)

工事 番号	土整橋 第 2 号	工 事 名	橋梁補修工事（麗人橋）	現場説明	令和 7年 5月15日	予定価格(税抜)	
		工 事 場 所	呉市中央6丁目地内外	開札執行	令和 7年 5月29日 13時 23分	最低制限価格(税抜)	2,150,860
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
31	(有) 土井運送総業		2,175,292				
32	(株) 東広開発社		2,168,952				
33	(有) 永瀆工業		2,156,900				
34	(有) 中能組		2,160,000				
35	(株) ナチュラス		2,160,600				
36	(有) ニシハシ建設		2,155,160				
37	(株) 日伸建設		2,163,000				
38	(株) 浜本工務店		2,168,550				
39	浜野建設		2,156,932				
40	(有) 広圧送		2,154,000				
41	水場産業（有）		2,153,225				
42	(株) 宮下組		2,160,900				
43	明德建設（有）		2,158,815				
44	森崎電設（有）		2,187,997				
45	(有) 家頭組		2,155,400				

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

入札結果

(単位:円)

[illegible]

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。